

国民健康保険は助け合いの制度です

～国民健康保険税の納期限内納付のご協力をお願いします～

国民健康保険税は国民健康保険制度の基礎となる貴重な財源です。国民健康保険税を滞納したままでいると、納期限内に納付している大多数の被保険者との公平性を欠くことになります。また、国民健康保険財政を圧迫し、国民健康保険制度自体の存続に支障をきたすことになります。このことから、納付のない人に対しては、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療機関での窓口負担がいったん全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されます。また、支払能力がありながら、納付も納付相談もない人には滞納処分（財産差押）により、強制的に徴収することになります。

国民健康保険に関するよくあるQ&A

Q1. 国民健康保険は必ず加入しないといけませんか？

A1. すべての国民が医療保険の適用を受ける国民皆保険制度により、後期高齢者医療制度や、職場などの健康保険（社会保険など）の対象とならない人は必ず加入しなければなりません。

Q2. 保険証を使わないので、国民健康保険税を納付したくありません。

A2. 国民健康保険は加入者全員の相互扶助制度です。保険税の納付も法律で義務付けられています。趣旨をご理解いただき納付してください。

Q3. 現在、国民健康保険税を滞納しているため保険証がありません。医療費が高額なため、保険証を交付してください。

A3. すみやかに保険税を納付してください。滞納の解消で保険証は交付されます。なお、一括納付が難しい場合はご相談ください。

Q4. 勤務先を退職しました。国民健康保険に加入する場合の手続きは、どのようにすればよいのでしょうか？

A4. 退職した勤務先から発行された「健康保険資格喪失証明書」または「社会保険離脱証明書」と運転免許証など、本人確認ができるものと印鑑をお持ちになり、**国**国保年金課または**国**住民課で手続きをしてください。

Q5. 就職などで国民健康保険以外の保険に加入した場合の手続きはどのようにすればよいのでしょうか？

A5. 勤務先では国民健康保険の離脱手続きは行いません。新しい保険証と国民健康保険証と印鑑をお持ちになり、**国**国保年金課または**国**住民課で手続きをしてください。

Q6. 世帯主は国民健康保険に加入していないのに、世帯主宛に納税通知書が届きました。なぜですか？

A6. 国民健康保険税の納付義務者は世帯主であると法律により定められているためです。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯の人が国民健康保険に加入している場合は、世帯主に納付の義務があります。

Q7. 社会保険に加入しているのに国民健康保険税の納税通知書が届きました。なぜですか？

A7. 国民健康保険の離脱手続きをしていないためです（A5参照）。離脱手続きを早急にしてください。社会保険などの加入日に遡って税額を計算し、納めすぎの場合は後日、還付します。

Q8. 収入が減って納付書どおりの金額では納付できません。どうすればよいのでしょうか？

A8. 国民健康保険税は前年の所得をもとに算定します。納付が困難な場合は、家計の収入・支出状況のわかるものと印鑑をお持ちになり必ず納付相談してください。

Q9. 昨年は無収入だったため、所得の申告をしていません。申告しなくても保険税の算定に差し支えはありませんか？

A9. 国民健康保険税は前年の所得をもとに算定します。収入がない人や、収入が少なく所得の申告が必要ない人でも国民健康保険税算定のため、申告をしてください。なお、未申告のままですと、前年所得が一定基準以下であっても保険税の軽減が適用されません。

専用はがきで口座振替の申込みができます

平成25年度から、市県民税などの口座振替の申込みが、専用はがきでもできるようになりました。専用はがきは、現金納付されている人の固定資産税・市県民税・国民健康保険税の納税通知書に同封されています。必要事項を記入・押印し、シール紙を貼り合わせ、郵便ポストに投函するだけでいつでも申込みができます。口座振替は、納め忘れの心配も無く、たいへん便利で安全・確実な方法です。ぜひご利用ください。

対象税目	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
取扱金融機関	群馬銀行、東和銀行、しのめ信用金庫、群馬県信用組合、中央労働金庫の本・支店、碓氷安中農業協同組合東部・西部支所、ゆうちょ銀行（郵便局）

※みずほ銀行は対応しておりません。

※金融機関の窓口には、提出できません。

問合せ▶**国**収納課収納整理係（**国**内線1084）